

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車輛運搬具及び器具備品 定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

一般財団法人大阪市私立保育連盟の退職制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

②賞与引当金

職員に対する賞与支給見込額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

職員の退職金の拠出に備えるため、独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度に加入している。また、一般財団法人大阪市私立保育連盟の退職制度によっている。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 - (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第一号第三様式、第一号第三様式)
当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。
 - (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第一号第三様式、第一号第三様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点（社会福祉事業）

「本部」

イ 聖フランシスコ子供寮拠点（社会福祉事業）

「児童養護施設聖フランシスコ子供寮」

ウ 生野フランシスコ学園拠点（社会福祉事業）

「保育所生野フランシスコ学園」

エ 自立援助事業拠点（公益事業）

「自立援助事業」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期末増加額	当期末減少額	当期末残高
土地（基本財産）	354,692,054	152,685,664	0	507,377,718
建物（基本財産）	565,594,787	0	25,197,417	540,397,370
合計	920,286,841	0	25,197,417	1,047,775,088

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産
該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
※除却資産を除く

(単位：円)

固定資産の内訳	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	507,377,718	0	507,377,718
建物（基本財産）	1,252,663,720	712,266,350	540,397,370
建物（固定資産）	23,160,727	12,806,771	10,353,956
構築物	83,708,237	58,660,447	25,047,790
車輛運搬具	7,176,744	4,078,695	3,098,049
器具・備品	56,610,527	46,458,760	10,151,767
合計	1,930,697,673	834,271,023	1,096,426,650

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

9. 関連当事者との取引の内容
該当なし

10. 重要な偶発債務
該当なし

11. 重要な後発事象

平成31年4月1日より、当法人が運営する生野フランシスコ学園は、保育所から認定子ども園へと事業変更をする。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・ 聖フランシスコ子供寮拠点において、グループホームを移転するための土地を購入している。土地に購入にあたっては、本部拠点の預金40,000,000円を繰り入れたほか、聖フランシスコ子供寮拠点の施設整備等積立金97,000,000円の取崩額、及び預金を財源として購入している。

・ 自立支援事業拠点区分において、運営の財源が寄附金に限定されるため、将来の利用者の支援の財源とするため、昨年に引き続き「自立支援積立金」として積み立てている。

計算書類に対する注記(本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 建物、及び構築物、車輛運搬具、器具備品一定額法
 - ・ 無形固定資産（リース資産を除く）一定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 採用する退職給付制度
 - ・ 該当なし
3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
 - (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は作成しない。
 - (3) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は作成しない。
4. 基本財産の増減の内容及び金額
 - ・ 該当なし
5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 - ・ 該当なし
6. 担保に供している資産
 - ・ 該当なし
7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 - ・ 該当なし
8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 - ・ 該当なし
9. 重要な後発事象
 - ・ 該当なし
10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
聖フランシスコ子供寮拠点において、グループホームを移転するための土地購入資金として、40,000,000円を同拠点に支出している。

計算書類に対する注記(聖フランシスコ子供寮拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、及び構築物、車輛運搬具、器具備品一定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）一定額法

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与支給見込額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

職員の退職金の拠出に備えるため、独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度に加入している。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 聖フランシスコ子供寮拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式第三号第四様式)
- (2) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は作成しない。
- (3) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は作成しない。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期末増加額	当期末減少額	当期末残高
土地（基本財産）	354,692,054	152,685,664	0	507,377,718
建物（基本財産）	394,167,642	0	18,761,592	375,406,050
合計	748,859,696	152,685,664	18,761,592	882,783,768

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

※除却資産を除く

(単位：円)

固定資産の内訳	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	507,377,718	0	507,377,718
建物（基本財産）	940,547,741	565,141,691	375,406,050
建物（固定資産）	23,160,727	12,806,771	10,353,956
構築物	49,007,508	40,147,726	8,859,782
車輛運搬具	6,704,244	3,606,196	3,098,048
器具・備品	39,821,618	33,644,430	6,177,188
合計	1,566,619,556	655,346,814	911,272,742

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

グループホームの移転を目的として、土地を購入している。購入の財源として、本部からの繰入金40,000,000円、施設整備等積立金97,000,000円を充当し、不足する分を預金で支払っている。

計算書類に対する注記（生野フランシスコ学園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価のないもの－総平均法に基づく原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ・最終仕入原価法に基づく原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ・リース資産を除く固定資産一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
- ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。
 - ・徴収不能引当金

債権の徴収不能に備えるため、一括評価債権については過去の徴収不能額の発生割合により、個別評価債権については個別に徴収可能性を勘案して徴収不能見込額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般社団法人大阪市私立保育園連盟の退職制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 生野フランシスコ学園拠点計算書類（第一号の第四様式、第二号の第四様式、第三号の第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3(⑩)）
ア 生野フランシスコ学園
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3(⑪)）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	171,427,145	0	6,435,825	164,991,320
合計	171,427,145	0	6,435,825	164,991,320

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。
該当なし

担保にしている債務の種類および金額は以下のとおりである。
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	312,115,979	147,124,659	164,991,320
構築物	34,700,729	18,512,721	16,188,008
車輛運搬具	472,500	472,499	1
器具及び備品	16,411,769	12,738,292	3,673,477
ソフトウェア	1,000,000	450,000	550,000
	0	0	0
	0	0	0
合計	364,700,977	179,298,171	185,402,806

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,164,940	0	3,164,940
未収補助金	0	0	0
立替金	0	0	0
合計	3,164,940	0	3,164,940

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(自立援助事業拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、及び構築物、車輛運搬具、器具備品一定額法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）一定額法
- (3) 引当金の計上基準
該当なし

2. 採用する退職給付制度

該当なし

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 自立援助事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は作成しない。
- (3) 本拠点区分はサービス区分が一つのため拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は作成しない。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

固定資産の内訳	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具・備品	377,140	76,038	301,102
合計	377,140	76,038	301,102

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

自立援助事業拠点区分において、運営の財源が寄附金に限定されるため、将来の利用者の支援や生活環境の整備を目的とした「自立支援積立金」として積み立てている。